

平成28年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成28年12月16日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第7号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第8号 塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第11号 両小野国保病院組合規約の変更について

議案第12号 両小野国保病院組合の解散について

議案第13号 両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分について

議案第14号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目
市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者
医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務
費及び3目保健対策費、10款教育費

請願12月第1号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願

請願12月第2号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める請願

○出席委員

委員長	西條 富雄 君	副委員長	小澤 彰一 君
委員	金田 興一 君	委員	篠原 敏宏 君
委員	山口 恵子 君	委員	丸山 寿子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

請願説明員	日本労働組合総連合会長野県連合会松本広域協議会	木下 信幸 君
請願説明員	塩尻協立病院事務長	中村 靖 君
請願説明員	塩尻協立病院相談室主任	関原 尚美 君
請願説明員	塩尻協立病院医事課主任	福田 純子 君
請願説明員	塩尻協立病院事務次長	小澤 康士 君

○**議会事務局職員**

議会事務局長 青木 隆之 君 議会事務局次長 横山 文明 君
議事調査係長 藤間 みどり 君

午前9時56分 開会

○**委員長** 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいのようにございますので、それでは、ただいまから平成28年度12月定例会福祉教育委員会を開会します。本日の委員会は、委員全員出席しております。この際申し上げます。審査に関する御発言は録音しておりますので、委員、職員ともに全てマイクを使用させていただきますように御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。委員会を開催をいただきまして大変ありがとうございます。御提案をしてございます条例案件、補正予算等、よろしく御審査をお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は別紙付託案件表のとおりであります。詳細の日程については副委員長から申し上げます。

○**副委員長** 皆様おはようございます。それでは、本日の日程を申し上げます。これから直ちに審査に入りまして、午前中議案審査を行い、午後1時より請願2件について審査いたします。なお、本日は協議会を開催いたしますので、議案第14号を審査終了後、委員会を一度休憩とし、協議会を開催いたします。なお、本日は視察の予定はございませんが、午後6時より広丘駅前安喜センターにて懇親会を開催を予定しています。送迎バスは午後5時半に市役所庁舎前より出発します。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、早速審査に入ります。なお、発言に際しましては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いします。また、議案の審査に関係する職員の出席といたしますので、議案の審査、案件に関係のない職員の随時退席を認めます。

議案第7号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、始めます。議案第7号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**生涯学習スポーツ課長** それでは、議案関係資料58ページをお開きいただきたいと思います。塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例、1番、提案理由でございますけれども、体育施設の使用料を見直すこと並びに塩尻市檜川弓道場及び塩尻市宮檜川運動場庭球コート廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

2番の概要でございます。(1)番といたしまして、体育施設の使用料を改めるものが1つ。それから、2つ目として、塩尻市檜川弓道場及び塩尻市宮檜川運動場庭球コートに係る規定を削るものでございます。

3番の条例の新旧対照表は別紙のとおりで、後で説明をさせていただきます。

4番の条例の施行等でございますけれども、平成29年4月1日から施行をするものでございます。

今回の条例改正に伴うものでございますけれども、檜川弓道場につきましては、昭和49年に設置をされております。しかしながら、施設の老朽化、それから建物の不同沈下ございまして、隣接するJRへの倒壊の危険性があるということで、このたび廃止をさせていただくものですし、檜川運動場の庭球コートにつきましては、昭和53年に設置をされてございまして、アスファルトの全天候型のテニスコートでございますけれども、亀裂等のひび割れが大変多く入っておりまして段差等もあるものですから、老朽化に伴う廃止をさせていただくものでございます。

59ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。右側が現行、左側が改正案になります。改正する箇所につきましては、下線部分でございます。

まず第2条、名称及び位置でございますけれども、塩尻市檜川弓道場に関する記述を削除をするものでございます。

次の別表第2（第6条関係）以降でございますけれども、これは第6条使用料の関係の別表になりますけれども、これらは施設ごとに別表として使用料を定めているものでございますけれども、改正内容の主なものでございますが、使用時間の区分の見直しと照明使用料の見直しが主な改正になります。使用時間の区分の見直しにつきましては、現在、ほとんどの体育施設の使用区分が2時間単位になっております。例えば8時から10時というような、2時間単位の使用区分になっております。そうでない施設がございますので、午前、例えば午後とか、そういった施設の区分がございますので、2時間ごとの使用区分に合わせるという形の改正でございます。また、照明使用料の見直しでございますけれども、照明使用料を徴収している施設の現状の電力使用料を検証をした中で、照明使用料との開きが大きい施設につきまして、今回見直しをするものでございます。

59ページの別表第2の1の（1）でございますけれども、本館・檜川体育館につきましては、照明使用料の見直しを行うものでございます。次ページ、60ページをごらんいただきたいと思ひます。右が現行でございますので、左改正でございますが、例えば一番上で申しますと、490円が520円に、次が、980円が1,040円という形で改正をさせていただくものでございますが、約6%のアップでございます。

次の別表第2の（2）になりますけれども、併設の柔道場・檜川体育館柔道場・剣道場につきましては、使用時間区分の見直し、先ほど申しましたように、2時間単位の見直しをしております。それと、これに伴う使用料の改正、それから照明使用料を別に定めてございます。

それから、61ページの別表第5でございますけれども、屋内ゲートボール場の使用料につきましては、使用時間区分の見直しとこれに伴う使用料の改正になります。

次ページ、62ページをごらんいただきたいと思ひます。別表第6塩尻市弓道場・塩尻市檜川弓道場の使用料でございますけれども、檜川弓道場にかかわる事項を削除をさせていただいて、塩尻市弓道場の照明使用料を見直しをするものでございます。

63ページの別表第7につきましては、檜川運動場の照明使用料の見直し及び庭球コートにかかわる事項を削除するものでございます。

次の別表第8につきましては、檜川屋内運動場の照明使用料を見直すものでございます。

64ページをごらんいただきたいと思ひます。別表第10、これにつきましては、年間使用料を定めているも

のでございますが、檜川弓道場及び檜川運動場庭球コートにかかわる事項を削除をするものでございます。以上、よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明を受けた部分につきまして、委員の皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。

○丸山寿子委員 済みません、説明の中でJRのほうに倒壊するおそれがあるということがありました。この条例通った後は解体をしていくということでしょうか。予定というか、考えをお聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長 今建物もそうですけども、JR側に擁壁、土どめの擁壁が、簡易なものがございまして、それも老朽化をしている状況でございますので、今回条例廃止、改正をさせていただいて、新年度予算に上物、建物の除去と擁壁を新たにつくり直す費用を計上させていただいて、新年度早々に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 わかりました。

○委員長 ほかに。

○篠原敏宏委員 幾つかお伺いをしたいわけですが、まず1つは弓道場の廃止という部分に関して、私も代表質問の中で取り上げさせていただいたわけですが、そこでは十分なやりとりができなかったような気がしております。そういうことの中で細部を含めてちょっと確認をさせていただきます。

まずこの経過であります、あそこでも申し上げたように、私が地元でですね、利用されている皆さんとか区だとかいろんな聞き取り等をさせていただいた結果、必ずしも皆さん理解も含めて納得していないというふうに、私はそういう感触を得ております。そういうことの中で、もう一度、今までどういう説明、特に実際使っておられる皆さんに対してしてきたのかという部分、御説明をお願いをしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長 今までの協議の経過でございますけども、平成26年7月に檜川地区の地区及び体協、それから弓道関係者の方と協議をさせていただいて、まずその時点で危険な状態を説明させていただいて、廃止をさせていただきたいということで説明をさせていただいております。その折には、地元への譲渡も視野に入れて検討というお話もさせていただいております。その後、26年12月でございますけども、奈良井の区の役員会を開催させていただいた折に、同様のお話で意見交換をさせていただいております。27年1月でございますけども、弓道代表の方に経過説明をさせていただいて理解をいただいているということでございます。その折に、的場が残れば自分たちで何とか活動していきたいというお話もいただいております。その後ですが、27年1月福祉教育委員会協議会に御協議をさせていただいておりますし、27年2月に全協にも御協議をさせていただいております。その間に建築士の方に現況の簡易診断をさせていただいております。最近に至りましては、10月、ここの10月になりますけども、弓道関係者の方にお集まりをいただいて、10名ほどいらっしゃいましたけども、そこで現況のお話をやはりさせていただいて、塩尻市としては廃止をさせていただきたいということで説明をさせていただいて、一応お話の中では、現状も危険な状態はよくわかるので理解をするということで関係者の皆様からお話をいただいております。以上です。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 今言われる経過で、担当の皆さんが御苦労していただいているということとはよくわかりますが、

その経過の中でですね、最終的にこっちからさかのぼってみると、ついこの間の10月28日という場面があったそうで、それは皆さん、ありましたよというお話でした。ただ、そこではですね、もう既に市の方針こうなりますからということが強く示され、じゃあそれについて何のかんの言えるという、そういう雰囲気や状況ではなかったと。それで、もうそういうふうになっていくんだなと、何を言ってもだめなんだなという諦めの気持ちやらそれもあって、いろいろ言う気にもならなかった人やらだというお話も聞いております。それで、皆さん考え方が全て一致ということではないんでね。これは、要は私が言いたいのはですね、施設の状況、これもわかります。私は一番近くに住んでいますんで、ハラハラドキドキの部分も実はあったり、檜川村時代からこれは老朽化が進んでいて、それに対応ができなかったという部分もあって、そういう部分ではじくじたる思いも、実は職員として私も感じた部分はあったわけですから、そういうことの中で、今御苦勞されている、そのことは意味がわかるんですが。ただ使っている、ちょっとここで蛇足になりますが、あの施設がね、今まで実は檜川村のただ弓道というだけじゃなくて、体育振興全般にすごく実は寄与してきたと。それは何かというと、常にね、国体だとかですね、県大会、大きな大会で皆さん頑張るんですよ。そして、国体優勝者を何回も今まで出しています。そして、長野県内では本当に先進的でもあるし、指導者を輩出をし、そして、要は今でも市民が使うというよりは、他の地区から県外も含めてここへ、もうぼろっちくなってあんなんですが、訪れてくるんです。そして、地元ですばらしい指導者がいますので、その先生との懇談も含めて、実はかなりそういうコミュニケーションやら活動をしてきている。そういうことの中で、菁莪館という由緒ある名前を皆さんでつけてそれを守ってきた。木曾郡の中でも、木曾郡は弓道がかなり盛んなんですが、一番トップを走る施設として、木祖村の皆さん、木曾町の皆さん、みんな檜川の施設へ来て弓道やることを楽しみに、または目標にしてきた、そういう施設なんですよ。そして、地区の中でもそういうことは皆さん浸透してしまっていて、子供たちの弓道教室等も含め、あるいは県外からの合宿の受け入れ、あるいは、つい最近まで漆器祭、宿場祭の折にですね、県下弓道檜川大会、これをあそこで開催し、常に百数十名の方が胴着を着て訪れる、こういった施設でずっときました。そういうことの中で、今回施設が老朽化したから閉じる、これは仕方ないですよ。もうあの状態で、これで新たに同じものをつくり直すとか、施設を更新して新しいものになっていくということは誰も思っていないんですが、ただ、あそこを閉めてやめるという経過については残念だなと、一言で言うと残念だというあれがありました。今申し上げたような、そういう施設だから名残惜しいとかというセンチメンタルな話ではなくて、じゃあこれからどうなるか。年はとんでも俺たちまだ弓道やりてえよ。だけど話をしたら、市のこっちにいい施設がありますんで振興バスに乗って来てください。それってそういうことですかねっていう話です。ちょっと長くなって済みません。市の塩尻市スポーツ推進計画あって、これを読みますとこれにすばらしいこと書いてありますよね。そういう中に、市民皆1スポーツ、これを推進していると。これのね、一番模範的な実は形が、小さいですけどあの弓道場。私は本当にそういうふうにして思っていて、あそこにかかわった皆さんはやっぱりそういう気概を持って実はやってきた。

○委員長 篠原委員、発言して3分過ぎましたので、ぼちぼちまとめてください。

○篠原敏宏委員 そういう経過があったんで、私はそういうことを照らし合わせて、今の説明の経過からすると、ちょっと足りてないのではないかなと思います。率直にいかがですか、交渉をしてみてもいいですか。

○子ども教育部長 確かにですね、地元の皆様から愛されている道場だというふう感じております。うちのほうも26年から交渉をしているわけなのでございますけれども、最終的に28年の10月に交渉した中でですね、

何とか形的にはですね、先ほど篠原委員さんおっしゃるように、1スポーツという意味からもですね、的場を残していただきたいというような話がございましたので、その点も含めまして奈良井区とですね、その後の利用についてこれから詳細に交渉してですね、何とか何らかの形でそういうスポーツをする機会をですね、残したいというふうに考えておりますので。うちのほうも本当に残念でございますけども、今の危険性とかですね、あと市の弓道場等もろもろ考え合わせたときにですね、今回閉鎖させていただきたいというふうな考えでございます。以上です。

○篠原敏宏委員 施設の状況と経過の中ではいたし方ない流れや経過、これは理解をいたします。そういう中で、今大事なものは何かというと、こうやってさっき申し上げたような形でかわり、思いを持ってこられた皆さんが心の落ちる経過をつくっていただきたいということなんです。これから、今後区と話をして、あそこの的場が残ったりというのはこれからの話というふうに言われるかもしれませんが、その確証を得ているという、そういうことも話題には出たが、それは約束してくれたわけではないし、区の正式な議題になっているわけでもありませんので、そういう話もできないのという方もいました。なので、議決の手続きとかね、これは条例ですので当然必要だし、あるときに必ずやらなきゃいけないことも私はわかっていますが、そこに至る経過の中ではね、ここを利用している皆さん、思いのある皆さんが納得していないということは、どっかが足りていないのではないかなと思います。ましてやこの檜川では、この間も質疑の中でありましたけど、全て、小澤委員も言われましたけどね、地域からみんな持っていかれてしまうという、そういうあれの中で、今こんなに急ぐ必要があるの。JRとの交渉というのは何だったのか。私もJRとの交渉というのはやったことありますけど、彼らは自分たちの立場だと、今こうなってもらわなきゃ困ると言ったらそれをどんどんやってきます。そのときに、ああそうですか、そうですかってやっていたらね。今この春にそのことをやらないとね、施設が本当に倒壊するかといったら、そんな状況でも実はないです。だから、本当に危ないなら一刻も早くですし、実はそうではなくて、JRからは言ってくるとどっかでけりをつけなきゃいけないって言って、来年の春ということだと思っております。ちょっとこれ拙速に過ぎりゃしないかなというふうに、それよりかは地元の本当に使っている皆さんが心に落ちるような経過、これをやっぱりしっかりやって、ああ、そういうことならわかったというふうに進めて話をいただきたいなと思って思います。今これから何がどうなるかということですが、いかがでしょうか。

○こども教育部長 説明という点については、利用者全員の方がですね、納得したというふうには考えておりませんので、また引き続き説明をさせていただきたいと思っておりますけども。1つ倒壊の危険性がないというふうに、委員さんおっしゃるんですけれども、一応診断士のほうに見てもらったときにですね、やはり危険性は専門家から見てあるということと。あと前回、たしか総務委員会の中でもですね、議員さんの中からもそういうものは早く撤去したほうが良いという御意見もいただいたというふうに私は記憶しておりますので、お願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

○篠原敏宏委員 施設の状況ですけどね、あそこには大きく2つの建物があって、的場ではないほうの更衣室になっているほうは、これは本当に大変な状況だと思います。できた経過も知っていますので、もうこれは有無もなく一刻も早くという状況だと思うんですが、的場とその立場のほうはね、そんなあれではないんですよ。そうは言っても老朽化していますし、このままほっておけないこともわかりますんで、対応をちゃんと、いつどうするかということも含めて、あるいは区への投げかけも含めて、ちゃんと話をいただければ、皆さんちゃん

と理解もして前へ進む、そういう話が地元で進んでいくというふうに私は思いますので、今は少なくともそういう状況ではないんじゃないかって。

○委員長 篠原委員、質問をまた繰り返していますので、いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 済みません、部長が答えさせていただいて、補足で恐縮ですが、10月にお話をさせていただいた折には、先ほどのように、廃止やむなしということで御理解をいただくというお話をいただきました。その中で、的場を残してほしいと。的場を残せば私たちも何とか活用ができるか、これは考えていくというお話をいただきました。その中で、今年度末までに関係者の皆さんのほうで熱意を持って区のほうに対してですね、もし活用したいということであれば区のほうにお話をいただきたいということで、3月末までに結論づけをしていただくというお話をさせていただいております。その中で、例えば地元の皆さんが土地をどういう形にしろ使ってやっていきたいということで結論づけがいただければ、その時点で、また私どものほうで区のほうにお話をさせていただきますし、できることに対しては説明等をさせていただくという形で考えています。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 しつこくは、これ以上は言いません。ぜひそういう方向で、納得できるような経過をつくっていただきたい、それを要望しましてこの件は終わります。

もう1点だけ。こっちの今度は使用料のほうですが、ちょっと単純にですね、例えば12時半まで、午前10時から正午まで、済みませんね、ページでいうと61ページの塩尻市屋内ゲートボール場の使用区分が変わったということで、右から左になったということですよ。

○生涯学習スポーツ課長 そうです。

○篠原敏宏委員 午前10時から正午まで500円。次に午後1時から午後3時まで500円とありますが、この間はあいていいんでしょうか。

○委員長 お昼食べるんじゃないですか。

○篠原敏宏委員 お昼食べていいんだけど、借りるときにね、半日借りるとかっていったときに、ここの1時間、あるいはその上ですね、60ページ、これは30分単位で、午前10時半から午後0時30分まで、これは先ほどの説明のように2時間でいいんですが、次に始まるのが午後1時から午後3時までということで、ここは30分あいちゃっています。使う場面は継続して例えば使えば、下の備考欄にあるように、30分単位の処理の仕方は書いてあるんで意味はわかるんですが、これはちゃんとぴっしり時間が合っていないと規定としてはまずいんじゃないでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○スポーツ推進係長 こちらの使用時間につきましては、他の体育施設、今、委員さん御質問されましたとおり、30分ないし1時間の必ず休憩時間が入っております。また、ゲートボール場につきましては、特に高齢の皆様が使われることが多いということで、朝8時の使用時間を現行どおり維持をしたいという考えとですね、2時間単位にしたいという趣旨の中で、お昼の休憩時間を設けさせていただいております。ただし連続して、例えば朝から夕方まで使う場合につきましては、使用を制限するものではないというような形で全体の体育施設、統一した見解で条例を定めさせていただいております。

○篠原敏宏委員 制度上、運用するときには問題ないというふうに理解をしてよろしいかどうか。

○**スポーツ推進係長** 現状で体育館等同じような制度を設けておりますが、問題等ございませんので、同じように運用をしていきたいということで問題はございません。

○**篠原敏宏委員** わかりました。

○**委員長** いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、質疑を終わります。それでは、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第7号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第7号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第8号 塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第8号塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**生涯学習スポーツ課長** それでは、65ページをお願いいたします。塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例、提案理由、学校体育施設の照明使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

2番の概要でございます。学校体育施設の照明使用料を引き上げるものです。

新旧対照表は別記のとおりです。

4番の条例の施行等につきましては、平成29年4月1日から施行をさせていただきます。

66ページをごらんいただきたいと思います。本条例につきましては、市内の小中学校の体育施設、いわゆるこれを学校体育施設というふうにしていますけれども、これを使用する場合の使用料の徴収に関し定めているものがございますけれども、先ほどの体育施設条例の改正にもございましたけれども、照明使用料につきまして、現状の電力使用料を検証した中で見直しをするものです。新旧対照表につきましては、右の現行から左の改正につきまして、約26%の引き上げになります。引き上げ率多いように感じますけれども、実際の電力使用料と今回の改正の照明使用料の割合としましては、20%程度の負担をいただくという形になりますので、そんな改正になります。以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○**委員長** ありがとうございます。ただいま説明を受けた部分につきまして、皆様から意見あれば求めます。ないですか。

○**山口恵子委員** 26%アップですが、利用者にとっては20%の負担ということで、この電気の算定基準というのはどのようになっているのか、あと周辺自治体との料金設定の違いが本市の場合は高いのか低いのか、その辺がどうなっているかお聞きします。

○**スポーツ推進係長** それでは、まず1点目の実際の電力使用料につきましては、それぞれ近年、ここ十数年のうちですね、特に学校グラウンドにつきまして照明設備の改修を実施してまいりました。その関係で照度上がっております、現在グラウンドにつきましては1,000ワットの水銀灯ないし、メタルハライドランプがついております。こちらから試算をさせていただきまして、実際の現行使用料と比較したときに、乖離が著しい部分がありましたので改正をさせていただくものです。また近隣の学校グラウンド、体育館の使用料につきましては、19市調べさせていただく中でですね、高い安いそれぞれ特徴ございますが、おおむね平均値、改正後も平均的な使用料とさせていただいております。

○**山口恵子委員** もう1点いいですか。それと、あと市内の小学校、中学校の料金と檜川の小学校、中学校の料金、基本的に根本的に料金が違うんですけど、これも電気の照度の関係でこの料金なのかどうかお聞きします。

○**スポーツ推進係長** 御質問のとおり、檜川地区の学校グラウンド等につきましては、照度が少ない、照明灯数が少ないということで区分が異なっております。なお、現状ではこのような形になっておりますが、例えば広丘小学校の体育館の改修前につきましては、体育館の使用料、広丘小学校につきましてはBに区分されておりましたので、随時解消が済み次第区分を変えさせていただいております。

○**委員長** いいですか。

○**山口恵子委員** いいです。

○**丸山寿子委員** 照度のことでちょっとお聞きしたいんですけど、どうしても地元で使っている人たちからすると、うちのところは暗いんじゃないかということはどうしても言われてしまうんですが。済みません、今、電気料金に関して19市での比較というようなことでお答えあったんですけど、照度についてはどんな状況なのか、わかりましたら教えてください。

○**スポーツ推進係長** 大変申しわけございません。19市のグラウンド照度につきましては調査をしておりますので、また調査をぜひさせていただきたいと思います。また、他のグラウンドと比べて暗いというような形、何校かいただいておりますので、学校、教育総務課と連携をいたしまして、支障木の伐採等随時取り組ませていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

○**丸山寿子委員** よろしく申し上げます。

○**委員長** いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

体育施設のちょっと私のほうに来ている市民からの話で、丘中と広丘小学校のバレーボールのポールを巻くリールを、ハンドルが動かなくなっちゃったので見てくださいというので、それもまとめてですね、そういったことで、体育施設のもう1回管理をお願いしたいと思います。ちょっと議題と違いますが、そんなことでお願いします。

それでは、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第8号塩尻市体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 両小野国保病院組合規約の変更について

議案第12号 両小野国保病院組合の解散について

議案第13号 両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分について

○委員長 議案第11号から13号を一括で進めます。議案第11号両小野国保病院組合規約の変更について並びに第12号両小野国保病院組合の解散について及び第13号両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分について説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第11号から第13号までにつきましては、両小野国保病院組合の解散に関するものですので一括で御説明をいたします。議案関係資料は79ページ以下になります。両小野国保病院組合は昭和24年7月に設置をされたものでございますけれども、この組合の運営による両小野国保診療所ですけれども、昨年9月30日をもちまして診療所を閉鎖をし、10月1日からJA長野厚生連富士見高原医療福祉センターにより、新診療所において運営を始めております。その後、本年3月から旧両小野国保病院の解体工事が始まったところですが、その工事現場から医療廃棄物が出てきたためにその処分を進めてまいりました。それとともに、その敷地につきましては、組合による買い取りを進めてまいりました。こういった後処理につきまして、めどがついてまいりましたので、平成29年3月31日をもって組合の解散をしようとするものです。

では、具体的な議案ですけれども、議案第11号ですけれども、議案関係資料の79ページをお願いします。両小野国保病院組合の規約の変更についてでございます。

提案理由ですが、両小野国保病院組合の規約の変更について協議をするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要ですけれども、両小野国保病院組合が解散した場合の組合の事務を、辰野町が承継することにするものです。

規約の新旧対照表でお話をしますが、4の規約の施行につきましては、市町村の組合の規約の変更については長野県知事の許可を得ることになっておりますので、許可の日から施行するものとするものです。

新旧対照表をごらんください。80ページをお願いいたします。左側、改正案をごらんください。附則第2項におきまして、この組合の解散があった場合においては、辰野町がこの組合の事務を承継するとするものです。解散後に組合から辰野町に承継される事務につきましては、具体的には、JA長野厚生連への補助金の支払いの事務でございます。これはJA長野厚生連が新診療所を建設するに当たって組合との協定によるもので、平成29年度まででございます。次に、新診療所の用地の賃貸借に関する事務、それからもう1つは、旧診療所の用地の管理に関する事務でございます。

次に議案第12号でございますけれども、議案関係資料81ページをお願いいたします。提案理由ですけれども、両小野国保病院組合を解散することについて協議をするために、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要ですけれども、平成29年3月31日をもって両小野国保病院組合を解散するものです。

次に、82ページをお願いいたします。議案第13号両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

提案理由でございますが、両小野国保病院組合を解散することに伴い、同組合の財産を処分することについて協議をするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要ですが、両小野国保病院組合の解散後における同組合の財産である土地の持ち分を、塩尻市と辰野町それぞれ2分の1ずつとするものであります。

3の財産に関する調書をごらんください。土地の表の欄、上段の上伊那郡辰野町大字小野筑352番外8筆、4,732.89平米ですけれども、こちらにつきましては、旧病院の用地に関するものでございます。表の下段、上伊那郡辰野町大字小野1290番5外13筆、2,286.10平米ですが、こちらは新診療所の用地にかかわるものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま説明を受けた部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見ございますか。

○篠原敏宏委員 82ページですね、財産に関する調書の、この扱いに関してちょっとお聞きいたします。これは持分権利を2分の1ずつという表現なんですけど、土地の登記だとか分筆だとか、そういう関係の事務は必要ない。

○健康づくり課長 それは組合が解散する、これ一旦、今は組合の名義でございますので、解散したら、それについては名義についての手続き、共有持分2分の1としての手続きをするもの、塩尻市と辰野町がそれぞれ持分2分の1ずつとするものを想定しております。

○篠原敏宏委員 ということは、登記に反映させる手続きがあると、今後、そういうことでよろしいか。

○健康づくり課長 そういうことでございます。

○篠原敏宏委員 了解しました。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいいですか。

ないようですので、質疑を終わります。それでは、自由討議を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号、12号及び13号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号両小野国保病院組合規約の変更について、第12号両小野国保病院組合の解散について、第13号両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分についてにつきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目市

民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4目項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費及び3目保健対策費、10款教育費

○**委員長** 議案第14号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4目項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費及び3目保健対策費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

○**市民活動支援係長** それでは、補正予算関係資料、歳出22、23ページをお願いいたします。22ページの2款1項16目市民交流センター費以降、歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしております。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして一括して御説明を申し上げ、以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則省略させていただきますので御了承をお願いいたします。人件費につきましては、まず本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末まで見通した上で、各該当科目におきまして職員給与費の補正をお願いするものであります。次に、人事院勧告の関係でございますが、一般職の職員につきましては、給与月額を平均0.2%引き上げること、また、勤勉手当の年間の支給割合を100分の160から100分の170に引き上げることによる補正増であります。この2点による人件費の補正でございます。全体を通じましての人件費関連につきましては以上であります。

引き続きまして23ページ、2款1項16目市民交流センター費、市民交流センター管理諸経費、営繕修繕料でございます。資料の白丸の2番目、市民交流センター管理諸経費でございますけれども、修繕箇所は3カ所ございまして、1カ所目は図書館エリア吹き抜け上のガラスを保護している金属部分でございますが、雨漏りが確認されました。幾たびかの大雪によりまして、凍った雪が金属を痛めたものではないかということで、雨漏り対策の修繕をするものでございます。2カ所目でございます。ウレタン防水補修でございますが、4階、5階のえんぱ一く周辺は雨水が流れるように側溝状に溝がありますが、そのウレタン防水をしてある部分の劣化が著しいため、防水処置としての張りかえをするものでございます。3カ所目は空調機送風修理でございますが、3階の市民フロアにあります空調機の送風機が故障を起こしまして、故障によりまして空調が使用できない状況にある場合、来館者に影響がございますので修理をお願いするものでございます。私からは以上でございます。

○**福祉課長** ページをおめくりいただきまして、24、25ページをごらんください。中段にあります3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の上から2番目の白丸、臨時福祉給付金給付事業7,850万2,000円でございますが、消費税の引き上げが平成31年10月まで再延期となったことに伴い、経済対策として所得が少ない方々に、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分、1人当たり1万5,000円を給付するものです。一番下の黒ポツ、臨時福祉給付金7,500万円でございますが、対象者数1万1,300人のうち、申請を開始する3月の申請者を5,000人と見込み補正をお願いするものでございます。

次にその下の2目障害者福祉費の一番上の白丸、障害福祉事務諸経費の黒ポツ、障害福祉システム改修委託料25万3,000円でございますが、こちらはマイナンバーの連携に関し国の示すデータのレイアウトとするため、システムの改修の補正増をお願いするものでございます。

次の白丸、障害者福祉サービス事業の黒ポツ、障害者等補装具給付費594万円及びその下の黒ポツ、障害福祉サービス給付費5,419万5,000円でございますが、補装具や生活介護等の障害福祉サービスの利用者増による補正をお願いするものです。

次の白丸、障害児入所給付事業の黒ポツ、障害児施設給付費2,531万5,000円につきましては、障がい児相談支援や通所等による障がい児発達支援及び放課後デイサービス等の給付費の増加による補正をお願いするものです。

次の白丸、自立支援医療給付事業の黒ポツ、更生医療給付費1,067万4,000円につきましては、人工透析の入通院の方が数名ふえたことによる補正をお願いするものでございます。

1ページおめくりいただきまして、26、27ページをごらんください。一番上の2目障害福祉費の白丸、障害者援護事業の黒ポツ、前年度特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金15万4,000円でございますが、こちらは27年度の国庫負担金の確定に伴い返還金の補正をお願いするものでございます。以上です。

○健康づくり課長 ページをおめくりいただきまして、28、29ページをお願いいたします。4款衛生費1項1目保健衛生総務費の29ページの一番下の白丸、保健衛生事務諸経費18万8,000円ですけれども、マイナンバー制度のシステム改修による増額で、国の指示によるものでございます。財源としては14万1,000円の国の補助金を得ることになっております。

○教育総務課長 それでは、36ページ、教育費をお願いいたします。10款教育費1項教育総務費3目事務局費でございます。右側の2つ目の白丸、スクールバス運行費164万2,000円の増でございますが、運行委託料ですが、本年度も1学期に熊の出没が多発したということで、緊急対応といたしまして、洗馬小学校、それから西部中学校につきまして、スクールバスを増発したことに伴う増額でございます。期間といたしましては、7月の11日から27日までのうちの8日間で、委託先は朝日観光自動車株式会社さんでございました。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費でございます。白丸、小学校管理諸経費のパソコン等使用料でございますが、こちらは新年度、来年度からの市の情報セキュリティの強化対策に伴いまして、小学校9校の情報システムのセキュリティ強化を行うための増額でございます。内容といたしましては、各学校へ行政の専用回線を設定するもの、それから、それに合わせてパソコン、プリンターを設置するものでございます。金額6万6,000円でございますが、来年の3月からの5年間の長期継続契約の1カ月分でこの金額です。全体では9校分で430万円余の金額となります。

おめくりいただきまして、38、39ページでございます。3項中学校費の1目学校管理費でございますが、こちらもただいま御説明申し上げました、小学校と同様のセキュリティ強化を行うための増額、1カ月分の3万7,000円でございます。

それから、その下でございます。2目の教育振興費でございます。右側の白丸の教育振興扶助費648万5,000円の増でございます。本会議の中でも質問等ございましたけれども、就学援助費といたしまして、かねてから事前支給の要望が強かった入学用品費、それから就学旅行費につきまして、新年度の中学生の分を前倒しをして本年度の3月に支給するための増額でございます。入学用品費は現在の小学校6年生69人対象でございますが、162万5,000円、それから就学旅行費は現在の中学2年生81人対象でございますが、486万円ということで、合計648万5,000円の増でございます。以上でございます。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ただいま説明を受けた部分につきまして、皆様のほうから御質問、御意見はございますか。

○丸山寿子委員 23ページの市民交流センターの管理諸経費の中の営繕修繕のところ、先ほど図書館エリアの吹き抜けで雨漏り対策ということでしたけれど、これガラスってたしかおっしゃったですかね。建設当時外から緑をはわせてというような、その場所のことだったですか。

○委員長 答弁を求めます。

○市民活動支援係長 吹き抜けの上ですね、ガラスがございまして、その上が芝生のところになっていますけれども、その横に少し大きく出ておりまして、その手すりの部分がですね、湾曲しちゃっているという、そういう状況でございます。

○丸山寿子委員 済みません、特殊といえばおかしいですけど、なのでなるのか、別に経過年数したのでなったのか、その辺は今後の見通しというか、どうなんでしょうか。

○施設係 交流支援課の施設係の小林と申します。よろしく申し上げます。今、丸山委員様のほうから御質問ありました漏水については、平成26年の大雪のときにですね、コートの上にたまりました積雪がずれ落ちる際に手すりの部分を破損したということですが、その際には破損の程度は軽いものでして、緊急性のないという判断でやったんですが、当初その破損した部分のひび割れ等の中に雨水等が浸水して破損が進んだということです。その進んだ部分から今回の雨漏りになった部分でして、先ほど委員さんがおっしゃられたコートの上に緑がはってということではなくて、月のコートですね、図書館の中のビジネスエリアにあります月のコートの屋上になります。

○丸山寿子委員 水がということですが、それは本とかそういった書籍等には影響はなかったと考えればよろしいですか。

○施設係 今回はたまたま場所的には真下にはですね、書籍等がないエリアでございまして、ビジネス支援のためのパソコンの検索をするエリアということで、直接書籍には当たってございません。

○委員長 いいですか。

○丸山寿子委員 要望で、日ごろチェックはしていただいているとは思いますが、資料等貴重なものもあるかと思しますので、十分館内のそういったこと日々目を光らせていただけたらと思います。

○委員長 いいですか。

○施設係 そのように進めてまいります。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 関連でお願いします。今回は雨漏りという状況で発見されたかなと思いますけれど、えんぱーくの建築的な構造からすると、いろいろな専門的な電気系統とか構造とか、いろんな専門的な部分で定期的な、それぞれの専門家によるチェックも必要だと思いますが、その辺はどのように、安全対策も含めてチェックをどのように行われているかお聞きします。

○委員長 答弁を求めます。

○市民交流センター長 それぞれ複合施設になっておりますので、市単独ではなく、それぞれの床を持っている方と管理組合を形成して、その中で定期点検等必要な部分については修理をしておりますのでよろしくお願

ます。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 済みません、交流センターのところでちょっと関連してお聞きしたいんですが、本会議でも塩尻をテーマにした「金メダル男」のことで質問が出ていました。どちらかという、多分塩尻の知名度だとか観光のほうの観点だったと思うんですが、これに関しては書籍も出ていますし、また図書館のほうでは映画コーナーがあって情報を発信したり日々しているわけですが、それに向けてのやはり市民へのPRといいですか、どんなことを取り組んでいたのかお聞かせいただきたいと思います。

○市民交流センター長 図書館としましては、先ほど委員のおっしゃるとおり、さまざまな映画関係の雑誌を集めたテーマボックスを設定してPRをさせていただきました。そのほかに、全体として入口のエントランスのところに、子供たちが折った金メダルの折り紙に、それぞれ自分の一等賞だったもの、あるいは一等賞になりたいものをそれぞれ書いていただきまして、それを展示させていただいて皆様にPRをさせていただいたという状況でございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 いいですか。ほかには。

○山口恵子委員 25ページの障害者福祉サービス事業費の中で、障がい者の補装具の給付費にちょっと関係をしてお聞きしたいんですが、聴覚障がい者の方の補聴器があると思うんですが、補聴器は大きく分けて2種類あって、そのうちの1種類は市のほうでも今補助をいただいていると思うんですが、もう1つ人工内耳用の補聴器もかなり高額で、なかなか当事者の方からすると大変なコストがかかるんですが、その辺、県のほうの補助制度はどのようになっているのかお聞きします。

○委員長 答弁を求めます。

○福祉課長 係長のほうからちょっと答弁をいたします。

○障がい福祉係長 済みません、ちょっとこの関係につきましては、後ほどお答えさせていただきますがよろしいですか。

○委員長 はい、いいです。後で。

○山口恵子委員 済みません、私が確認をしたところだと来年の4月ごろですかね、県のほうでもそういった制度を創設するようなことをお聞きしたので、それに合わせて市としても対応をしっかりとさせていただきたいなと思いますので、その辺は要望とさせていただきます。

○委員長 要望で。後ほど資料あればお願いします。ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。それでは、自由討議を行います。何かございますか。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号の当委員会に付託された部分について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。

それでは、ここで一旦休憩いたします。11時10分から再開いたします。それにつきましては、協議会を開きたいと思いますので一旦休憩しまして、午後1時から請願のほうに移りたいと思います。では、11時10分から協議会を開きますので、関係者の皆さん、よろしくお願いします。

午前11時00分 休憩

午後12時58分 再開

○**委員長** 午前中の休憩の間の協議会を終了し、休憩中でした。休憩を解きまして、ここで午後の部に入らせていただきます。

○**福祉課長** 午前中に山口委員さんのほうから質問のごさいました関係につきまして、係長より答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

○**障がい福祉係長** 現在、人工内耳につきましては、埋め込み式の手術は更生医療の対象となっておりますが、外づけの部分の交換修理につきましては更生医療の対象となっていないため、県でも国に補聴器と同じように補装具として対応してほしいという要望をしているところだそうです。ただ、補装具として採用になるまでについては、時間がかかるために、県としても各市町村に日常生活用具としてそれまで対応するよにということで、その指導を考えているということでした。当市についても松本圏域で、日常生活用具の項目についてはそろえているために、今、それで現在、圏域について要望が出てきているので、検討中ということです。以上です。

○**委員長** 山口委員、いいですか。

○**山口恵子委員** はい、わかりました。ありがとうございます。

○**委員長** わかりました。ありがとうございます。それでは、続いて次にまいります。

請願12月第1号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）

○**委員長** 請願の審査を行います。当委員会に回付されました請願は2件です。平成28年12月請願第1号給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願について、審査いたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 本日は、議会基本条例第7条4項に基づき、請願者に出席及び紹介議員もまいっておりますので、ここで請願についての説明を求めます。それから、資料配付ありますので、事務局、資料配付をお願いします。

それでは、説明を求めます。

○**請願説明員** 皆さん、こんにちは。連合松本、労働組合の連合のこの地区、塩尻から筑北まで連合の管轄をしています松本地区の事務局長をしております木下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、このような機会を与えていただきまして心から感謝申し上げるところでございます。

先日、提出をさせていただきました給付型奨学金制度創設を求める意見書（決議）の請願につきまして、御説明をしてまいりたいというふうに思います。もう既に資料も配付されておりますし、委員長さんのお話のとおりでございますので、ちょっと、はしりながら御説明を申し上げてまいりたいというふうに思います。もう既に皆さん御承知のとおりでございます、奨学金制度についてはですね、おおむね大学生の2人に1人が利用をさ

れているという実態がございます。それで奨学金ですので、日本の奨学金の場合は、一部例外を除きまして、基本的に奨学金として支給をされたものについては、返還をしていかななくてはなりません。それで、ちょっと調査の結果によりますと、1人当たり奨学金を利用されてる方、約300万円ぐらい、卒業までにですね、奨学金を受けられてまして、それを卒業をしてから社会人となって、奨学金を返還をしていかななくてはいけないというところがございます。それをしていく中で、非常に苦しい思いをされていて、ここを何とかならないのかというところにつきましては、当事者もそうですし、世論の推すところでございます、ことしの夏の参議院選挙の中でも、各政党とも公約に掲げる等々、大変、ここについては、何とかしていかななくてはいけないなということが言われてるところでございます。

こういう状況の中で、政府のほうでは何かこれについてもですね、進めていかななくてはいけないということで、今、文科省で特別なチームをつくりまして、具体的にどういう方にどういう形で、どれだけお貸しをできるのかということも含めましてですね、給付型も含めて検討を進めてるところでございます。ですから、まだ検討チームの内容が公表されておきませんので、対象者ですとか規模ですとか財源も、これからということでございますので、内容がちょっとまだ出てきておりません。そういう状況ではございますが、ぜひ加速をしていただきたいということで、請願をさせていただきまして、塩尻の市議会のほうで、意見書を決議いただいて関係をするところをお願いをしてまいりたいということで、請願をさせていただきました。学ぶ意思のある子供たちが学びの機会を提供するって言いますか、それについては社会の責任だと思いますし、未来の投資だと思っております。経済的な理由で進学を断念することがないように支援策を拡充する必要があると思ひまして、お願いをしてまいりたいと思ひます。

ちょっと具体的な話になりますけれども、1つの例として申し上げますと、返すに当たってですね、実は所得連動型返還制度っていうのが、無利子奨学金の場合にはあるわけですが、これ、有利子の奨学金については、所得連動型の返還方式がないもんですから、そういったものもつくっていただかなくてはいけない。それから、返還の猶予ですとか減額返還の期間の延長等々も図っていただいて、返還困難差、救済措置を拡大していくことも含めてお願いをしたいというふうに思っております。それから、表題にありますとおり、給付型奨学金制度を恒久制度として新設をしていただきたいということ。それから、今現在、無利子奨学金制度の枠をぜひ拡大をしてですね、負担の軽減を図っていききたいということ。それから、学費の低額化を進めるようにしていただきたいということ。それから、こちらとはちょっと違いますけれども、授業料の減免措置の拡大等々も図っていただいて、学ぶことが皆さんができるようにということをお願いしてまいりたいというふうに思ひます。

本日、委員長の許可をいただきまして、お手元に資料を配らせていただきました。これにつきましては、連合の本部のほうでつくりました資料でございます、日本の奨学金制度、貧困のスパイラル、ここが変だよというふうに書いてあります。今現在の状況が、ここに書かれているとおりでございまして、実はこれを見ても、こんなに大変な状況なんだ、少しオーバーなんじゃないかというふうに思われるっていうのが、我々の率直な感覚でございますけれども、中にはこういう状況で、まさに貧困のスパイラル等々が起きている実態もありますということを御理解をいただくことを含めまして、こちらのほうにちょっとわかりやすく書いてございましたので、本日、配付をさせていただきました。趣旨はそういうことでございますので、ぜひ御審議をいただきまして、関係するところへ市議会のほうからお話って言いますか、提出をいただきたいと思ひますので、ぜひよろしくお願

いたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員のほうより御質問、御意見ございますでしょうか。

○篠原敏宏委員 今の御説明の趣旨は、書かれてる請願書だとかですね、資料で状況がわかるわけですが、今、政府のほうで検討している最新の情報ってのは、どのような情報があるでしょうか。

○請願説明員 済みません、最新の情報ってのは得ておりません。ただしですね、ちょっと漏れ聞いたり報道の範囲にとどまるんですけども、今現在、文科省のほうで検討されているチームの中からは、給付型奨学金につきましては、選考について学校のほうで推薦をしていただく、成績ですとか収入要件ですとか、当然それを見ながら、満たす人たちの成績をもって推薦をしていただく方向で、何か考えられているっていうこと。ただし、学校別、変な話ですけども格差もございますので、A校で1番とB校で1番と、どれぐらい違うのかといろいろありますので、そこら辺どういうふう調整していくかっていうところが1つ出てきてます。

あと、先ほど申し上げませんでしたけれども政府のほうで、私のほうで聞いておりますのは、再来年の春から給付型の奨学金制度を実施をするために、来年の国会の中で法律を改正をして導入をする方向で進めていきたいということが出てきておることを申し伝えます。以上でございます。

○委員長 ほかにはいいですか。ほかにありませんか。いいですか。

○丸山寿子委員 私は、採択して意見書を提出するべきだというふうに考えています。議場での補足説明にもありましたけれども、諸外国の中でもあれですね、奨学金と言うか給付型がないという現状、日本が大変、確か説明では2カ国くらいだったと思うんですけどもそういう現状もあります。また、本当に現実に周りに大学に行っている人、あるいは大学卒業して、今、一生懸命奨学金を返している人たちも周りにいるわけなんですけれども、学生時代も本当に非常に、このイラストつきの表の中にもありますが、アルバイト三昧で、とても大変な学生生活を送っている現状をかいま見ますし、また報道もされているような状況です。やはり進学を望んだらば進学ができること、また学生生活が十分に学習、それから勉学のほうに打ち込めるような、そういった環境づくり、またその将来にわたっても負荷があって、子育てや結婚等々そういったことも少し尻込みしてしまうというか、後回しになってしまうというような現状も、非常に今の日本の中で考えるべき、憂慮するべき問題であると思いますので、ぜひ採択して意見書を上げていくべきであるというふうに思います。

○委員長 ほかにはいいでしょうか。

○山口恵子委員 本当に学生の皆さんの学費の問題、経済的な厳しさの中で、学費を本当に工面することの大変さもよく承知しておりますし、給付型奨学金に関しても本当に創設をね、一刻も早くしていただきたいという思いでいますので、趣旨はすごく理解はできます。その上でですね、国のほうの状況を見てみたところ、給付型奨学金に関しては、もう私立大学生、または公立大学生、自宅から通う場合、下宿する場合は幾らということが具体的な数字も示されていますし、それは再来年から実施するっていうことも決まっていて、来年からは一部の学生をもう対象に先行実施するということも決められ、29年度の予算編成の中で、その具体的な数字も含めたことが最終決定されるということも、もう国のほうではね、全て決められているというふうに承知しております。

それであとは、無利子奨学金の関係のね、お話も先ほどありましたけれど、これは文科省のほうの資料ですけども、本当に低所得世帯の生徒に係る成績要件を実施的に撤廃をして、必要とする全ての生徒が無利子奨学金を受給できるように、それはもう実施をされているということで、お知らせが載っていました。無利子奨学金に

関しても、今までは予算がなくて、対象であるけれども受けられなかったってということなんですけれど、今回は、必要とする全ての生徒が無利子奨学金を受給できるようにもう実施をしているというふうに文科省のほうでしっかり公表されてましたし、あともう1つ、大学のね、授業料の減免の話も、とてもすごく大事なお話かと思えます。その件に関しましても、今までよりもさらに授業料の減免を平成28年度から約2,000人ふやしている。そしてまた、私立大学についても1万2,000人分の約6万人分の計上がされたということもありますし、今までの授業料減免率が10.3%から10.8%まで引き上げられているというような文科省のほうの内容などを見ますと、本当に請願の内容の趣旨はね、しっかりできますし、大事なことだというふうには理解していますが、国で今、現在しっかり取り組んでいて、もう実際に生徒の募集もしている、希望者のね、募集をしているという状況などを見ますと、趣旨は理解できますということです。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 私も趣旨には賛成です。ですから結果として、うちの議会から上げていくという方向で賛成いたしますが、私も、もう40年も前になりますが、日本育英会からありがたい奨学金をいただいてですね、お世話になった経験者です。それで、十数年やっぱりかけて返しました。独身時代からですね、苦勞して返したという経験がありますんでですね、やっぱりその軽減を図るという対策は、やっぱり日本のトータルでの力になります学力向上、最後はノーベル賞までつながっていくですね、そういった部分の底上げのために、これはやっぱり私は必要な制度だと思います。ちなみに、市でも奨学金制度を持っているわけです。いろいろ、要は育英会、国の制度だけではなくてですね、そういったところにこれは逆に波及していく、そのことはいいことなんですが、財源対策等々考えますと、例えば市で持ってます育英資金、これも返還型のものでもありますんで、国の制度が大きくなるところがこう変わりますと、逆に市だとかそういうところへ波及をしてですね、波及することはいいんですが、財源対策等を考えると、少し心配な部分も出てきますが、そういった検討とか考慮っていうのは、今、ここで質問してもいいですか。じゃあ、意見だけで。そういう、その先まで含んだですね、検討も必要かなというふうな気がいたしますが、今回の趣旨については、私も賛成をしたいと思います。

○委員長 わかりました。ほかによろしいでしょうか。いいですか。

○金田興一委員 今、それぞれの委員の皆さんが発言されたように、私もこの請願については採択をすべきだという立場で臨みたいと思います。それで内容的には、今、3人がそれぞれ申された内容、そしてこの請願書の内容で、もうこれにつけ足す部分はほとんどありませんので、私の発言はこれだけにさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。副委員長、どうですか。

○副委員長 一般質問等で申し上げたように、今、学生たちが大変厳しい状況に置かれていて、弁護士さんになる、あるいは検事、裁判官になるについてもね、司法修習生の間、300万円の借金を持って一律世の中へ出てかなきゃいけないという。これはやっぱり国のため、社会政府のために働くっていうものについて、国がきちんとやっぱり責任を負うべきだと思います。受益者負担で、大学で得た知識が個人の持ち物だっていう発想をね、日本はしているので、こういうふうになると思うんでね、やっぱり欧米、ちょっとアメリカは違いますけど、ヨーロッパのような、やっぱり国のため、社会のためにね、働いていくためには、ぜひせめて奨学金だけでもね、無償給付っていう方法をとっていただきたいなと。私も賛成です。

○委員長 ありがとうございます。

○山口恵子委員 先ほども申しましたけど、趣旨はとても理解できますし、賛成ですが、この意見書って言うか、その取り扱いに関しては、趣旨採択っていう形でもいいかなというふうに思います。

○丸山寿子委員 趣旨採択で意見書は、出すってこと、出さないってこと。

〔「出さない」の声あり〕

○委員長 それでは、各委員からの御意見の中で、採択という方と、趣旨採択、意見書を出すことについては、趣旨採択ということになりました。

○丸山寿子委員 趣旨採択が先出たら、するかしないか、採択するかしないか。

〔「趣旨採択だから」の声あり〕

○委員長 失礼しました。ちょっと済みません、一旦休憩します。ちょっとお待ちください。

失礼しました。頭、混乱してます。休憩解きます。

ただいま、趣旨採択という意見出ました。趣旨採択という意見についての皆さんの御意見聞きたいと思いますが、これについては、挙手で決めていいんですか。

それでは、趣旨採択に賛成の方の挙手をお願いし、挙手を挙げない方は反対ということになりますので、趣旨採択の方の挙手を求めます。

わかりました。それでは、趣旨採択1人ということで、これは不採択になりますので、ほかの委員の皆さんから出ております採択という意見で、平成28年12月請願第1号給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願につきましては、採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、平成28年12月請願第1号給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願につきましては、賛成多数により採択することに決しました。

この請願は、意見書の提出を求めるものでありますので、引き続き意見書の提出について審議します。意見書の案文が提出されていますので、事務局から配付をお願いします。それでは、事務局。

○議事調査係長 では、朗読させていただきます。給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）。大学の学費の高騰と、家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が半数を超えるようになりました。卒業しても不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を返したくても返せない人たちも増加しています。社会人としてのスタートラインから数百万円の借金を背負うのは、大変な重荷です。借金苦を避けるため、学びたくても進学をあきらめざるを得ない子供も後を絶ちません。長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子供を持つことをもたためらせる要因ともなっています。若者ばかりではなく、子供の奨学金返済の肩がわりで老後の生活資金を失う親もふえており、世代を超えた社会問題になっています。貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化、人口減に歯止めをかけて持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要です。諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出が、OECD諸国の中で最低水準にあり、大学の授業料が有償で、国による給付型の奨学金がないのは日本だけです。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びとして、成長を社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を要望します。

記。1、速やかに大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。2、貸

与型奨学金にあっては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。速やかに無利子奨学金を受ける必要がありながら、予算不足のために受けられない奨学生を解消すること。3、大学等の学費の引き下げや、授業料減免の拡充等の政策を実行していくこと。4、奨学金の制度設計や意思決定運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに情報公開を徹底していくこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より御質問、御意見ございますか。

○山口恵子委員 この2番に関してですけれど、先ほども言いましたけれども、無利子奨学金に関しては、もう文科省のほうで、必要とする全ての生徒が無利子奨学金を受給できるように実施するっていうふうに、もう公表されているので、ここで、あえてこの文章を載せることがどうなのかなっていうふうに、ちょっと疑問が思いますが、その点いかがですか。

○委員長 それにつきまして、それでは答弁を求めます。

○請願説明員 済みません、詳しく知りませんので、間違っていたら申しわけございません。私が承知してる範囲で申し上げたいというふうに思います。ことしの夏の概算要求の中で、待機をされているっていう表現になるんですけれども、本来でしたら資格があるんですけれども、予算不足のために対象にならなかった方々がこれまでおりました。そこの部分については、概算要求の中で、文科省のほうで要求をしております、恐らくそういう方向になるであろうと、こういうふうに伺っております。ただ、今後について、また同じ状況になることもないとは言い切れないということでございますので、それも含めて、もう恒久的にぜひそういう対応をしていただきたいということを含めて記載をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山口恵子委員 お任せします。

○委員長 いいですか。ほかにはいいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員会として意見書を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、意見書を提出したいと思います。字句、数字、その他の整理を要するものについては、正副委員長に一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

では、退出をお願いします。

○請願説明員 どうもありがとうございました。失礼いたします。

○委員長 どうも御苦労さまでした。

請願第12月第2号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める請願

○委員長 続きまして、請願12月第2号子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める請願について審査します。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 本日は、紹介議員並びに議会基本条例第7条4項に基づき、請願者に出席をしていただいております。ここで請願についての説明を受けます。お願いします。

○請願説明員（塩尻協立病院事務長） 塩尻協立病院の事務長の中村といいます。当法人が松本市社保協の構成団体となっておりますので、今回、出させていただいた請願の説明を塩尻協立病院の職員から行わせていただきます。

最初に、塩尻協立病院のソーシャルワーカーの関原から発言させていただきます。

○請願説明員（塩尻協立病院相談室主任） 塩尻協立病院医療福祉相談室の関原と申します。よろしくお願いたします。私からは、当院に受診されている患者さんの状況についてお話しさせていただきます。

当院に外来受診、入院をされている方のほとんどは、塩尻市に在住されています。先日、私が相談を受けた患者さんもその中の1人です。その方は、塩尻市内で古くから自営業を営んでおり、心臓の病気と糖尿病を患い、当院の外来へ通院されています。また、その方は福祉医療の対象者でもあります。1回にかかる医療費は、病院、薬局合わせて約1万2,000円です。糖尿病については、毎日のインスリン注射が欠かせず、また、心臓の病気については、過去に何度か手術をされ、さらには再度手術の必要があると、数年前より受診のたびに主治医より話がされています。

しかしながら、御本人は手術をすることになかなか同意されず、お話を伺うと、経済的に非常に困難であり、そのことを理由として手術に踏み切れない旨をぼつぼつと話してくださいました。自営業も、数年前までは非常に売り上げもよく、経済的な心配などはほとんどされなかったようですが、ここ何年かで、大型店もできたことも影響し、売り上げも伸びず節約の毎日だそうです。私から患者さんへ、福祉医療をお持ちなので、何とか一旦支払うだけのお金は用意できないですかと尋ねましたが、現状でお金の工面をする当てがないこと、また、何とかお金の工面ができたとしても、支払った医療費が口座に振り込まれるのが3カ月後であり、振り込まれるまでの生活が困るのだとおっしゃいました。長野県が窓口無料であったなら、この患者さんは既に手術を終え、毎日元気に働いているのだと思います。

病気にかかることや自営業の収入が減ってしまうことは、自己責任ではありません。命を救い、命を守る医療機関としては、必要な医療を必要な方に提供したいと思っています。お金の心配をして、お金のあななしで命の長さが決められてしまうことは、とても悲しいことだと感じます。

最後に、親の立場としてお話をします。私も塩尻市在住で、2人の小学生を持つ母親です。子供は本当によく熱を出したり、けがをするものだなと感じております。また特に、上の子はぜんそくを抱え、今でこそ発作は起こしませんが、毎月病院へ通わせ、何種類もの薬を忘れずに飲ませたり、本当に毎日大変でした。1回にかかる医療費は、病院、薬局合わせると8,000円近くかかり、決して安い医療費ではありません。医療費については福祉医療で戻ってくるとは言え、事務手数料は1医療機関ごとに500円かかり、その分を引いた金額が口座に払い戻されています。手数料だけを計算すると、毎月、病院と薬局でそれぞれ500円ずつ計1,000円がかかり、1年間で見ると1万2,000円になります。1万2,000円あれば、成長著しい子供たちに新しい洋服や新しい靴が買えるのにと、つい思ってしまう。私にとっては1万2,000円は、とても大きな金額です。子供のためにお金の心配がなく、医療費はもちろん事務手数料についても心配することなく、子供の健康

のために医療にかかれる環境になることを望みます。私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願ひします。

○**請願説明員（塩尻協立病院事務長）** 次に、本日は診療の都合でこの場に参加できませんでしたが、当院の小児科医師の小口圭子から、窓口無料化に対する医師の立場からの声を預かっていますので、事務の福田が代読させていただきます。

○**請願説明員（塩尻協立病院医事課主任）** 事務の福田です。塩尻協立病院小児科、小口圭子医師からのメッセージをお伝えします。

診察室で、お金がないから薬はいらぬ、薬局で、お薬代が払えないから薬は3日分だけにしてほしい、何度も受診はできないから、薬を長めに出してもらい、それで何とか治したい。お金を気にして受診や治療をためられるお母さんの声が聞かれます。私たちが思う以上に、子育て世代にとって、3カ月後に戻ってくるとは言え、毎月の医療費の窓口での負担は大変なものだと感じます。経済的負担を気にして受診を控え、病状が悪化する前にお金を気にすることなく医療機関にかかってほしい。そうすることが、早期受診による重症化の防止にもつながります。自分も含め、県内の小児科医師のほとんどが所属している長野県小児科医会としても、窓口無料化にしてほしいという要望書を直接県に上げています。長野県の医療費窓口無料化の実現は、子育て世代、障がい者、福祉医療を持つ多くの患者さんの願ひです。私も医師として母として、窓口無料化を切に望みます。以上です。

○**請願説明員（塩尻協立病院事務長）** 今の段階で、結果的に全く窓口無料化を行っていない県は、6県になっています。その中で鹿児島県は、窓口無料化を公約に掲げる知事であることや、沖縄県でも来年4月に窓口無料化を検討していることなどが、ホームページや新聞報道、あとは予算立てなどから言われています。長野県もそうなるように、各市町村から要望を上げていただきたいというふうに思っています。松本市や大町市を初めとした近隣の市町村でも、もう既に意見書を上げています。塩尻市でもぜひよろしくお願ひします。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、委員の皆様より御質問、御意見でございますでしょうか。

○**山口恵子委員** きょう、この資料をいただいたんですけど、この資料についての質問でもいいですか。この資料って皆さんからいただいたんですか。

○**委員長** そうです。

○**山口恵子委員** 子ども医療費助成方法一覧、都道府県状況っていうのがありますが、これの中の償還払いになっているところはわかるんですが、現物と併用って書いてありますが、この中身ってどういう状況なのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○**委員長** 答弁をお願いします。

○**請願説明員（塩尻協立病院事務長）** どれでしょう。

○**山口恵子委員** こっち。このほうの、これ、この点につきまして、償還はわかりますね。これはどういうことでしょう。

○**請願説明員（塩尻協立病院事務長）** 1つの県の中で、市町村がたくさんあるかと思うんですが、その中で、市町村で独自に現物給付を行っているのがほとんどだというのが、右側のパーセンテージを見ればあるかと思うんですが、併用するのは、償還と現物がちょっと混在しているっていう、そういう意味ですね。

○**山口恵子委員** 1つの自治体の中でってことです。

○**請願説明員（塩尻協立病院事務長）** 県の中で。

○**請願説明員（塩尻協立病院事務次長）** よろしいでしょうか。補足で報告させていただきます。塩尻協立病院事務次長の小澤と申します。今、御質問頂戴した、現物と併用の共存ってところですが、県によってはですね、全てこういった制度が市町村単位で決められているという市町村も県もございまして、長野県は、この今回の、今、実施されている償還ってのは県としての制度になっておるものですから、全県で1つの制度になっていますが、県によっては各市町村独自で対応されているということがございますので、現物のところと併用、現物でないところというのが、存在するということも中にはあるというふうに承知をしております。以上です。

○**山口恵子委員** そうしますと、この丸をついてる県がかなり多いんですけど、この県内全ての自治体が現物給付をやっているっていうことではないっていうふうに読めばよろしいですか。

○**請願説明員（塩尻協立病院事務次長）** はい。今ほど事務長が報告いたしました、その比率が、この欄の一番右側でございます。100%という県が、全ての市町村が現物給付をされていらっしゃるという県になります。この100%になっていないところは、併用、いわゆる現物給付でない市町村もあるという御理解いただければよろしいかと思えます。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 済みません、もう1個いいですか。長野県も含めて6県だけっていうね、先ほど説明がありましたが、これ、議員全員がいただいた朝日新聞の記事、議員皆さんいただいて持っているんです。この議会中にいただいたんですけど、これを見ますと、全国の自治体の半数が窓口負担をゼロにして、4分の1は支払った医療費を後で償還して、後で還付して無償にしている仕組みというふうに書かれているので、この4分の1に塩尻市も入るのかな、長野県も入るのかなと思いますけれど、そうすると、この朝日新聞で書かれた全国の実態と、今、お聞きした全国の実態がちよっと合わないような気もするんですけど、その点どんなものでしょうかね。もし行政のほうで、様子がわかったら。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**健康福祉事業部長** 私どもで26年4月1日現在で調べた資料に基づきますと、先ほどの説明とは少し違いますが、一部窓口負担、レセプト代なり個人負担分が数百円の単位ではありますけれども、負担を求めている自治体もあるので、ここに載っている100%のところは全て窓口無料化が行われているという実態ではないのではないかなということはあると思います。ただ、現物と償還が混在してるといいう市町村は、かなりたくさんあるという事実です。

○**委員長** よろしいですか。

○**山口恵子委員** はい、わかりました。

○**委員長** ほかによろしいでしょうか。

○**副委員長** 一般質問でも申し上げましたように、貧困がですね、子供からお年寄りまで、全ての世代にわたって広がっていると。特に子育て世代の若い方々というのは、不安定就労に加えて収入もかなり低く抑えられているのが実態だと思います。先ほど請願者の方からもお話がありましたけれども、我々一定年齢以上の収入とですね、若い世代とでは、ちょっと比較にならないくらい、例えば500円とか、あるいは8,000円だとかっていう金額は大きいと思います。そもそもこの医療費がですね、中学3年生までは本市なども無料になってるにもかかわらず、それを3カ月後に償還しなきゃいけないってというのは、国がペナルティを課しているからで、ほぼ

ですね、いろんな数字の見方あるでしょうけれども、大体39の都府県でこれが実施されているということは、もう国がこれを制度として認めるべきだ。事実、未就学児については、この窓口、現物給付ですか、現物給付という方法をとるといふに、今、方針が変わってきていますので、今、ここで国が、あるいは阿部県政がですね、頑張って償還制度を維持し続けるという意味はないと。ぜひ塩尻市からですね、市民のそういう生活を守るためにも、あるいは県民の生活を守るためにも、請願を上げて意見書を上げて、そして県にそれを促すべきだと私は考えます。以上です。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。なければ質疑から自由討議を行います。何かございますか。

○丸山寿子委員 前回、請願でなくて陳情が出されました。そのときに、無料化に対する反対の意見はなかったように私は思います。そして、前回は国のほうも動いているので、あえて出さないまでも動向を見守るといような意見だったというふうに思いますが、やはり全国的な動向、また県内のほうでの動き、また近隣の市町村ともやはり歩調を合わせて、やはりぜひ県のほうでも早めに対応していただくという意味で、私たちの意思を伝えるという意味で、私は今回、意見言っているんですよ、意見でいいんですよ、採択をして意見書を上げていくべきというふうに思います。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 私も今、丸山委員と同趣旨。前回の議論の中では、国がしっかり動いていく、そういう基調にあるという情報もあり、それが本論だと私も思います。実態や意味については、今、皆さんが語られるとおりでと思います。私も、私の家ですね、息子の嫁が医療機関にかかり、そして払って後で戻ってくるって、これはおかしいですよ、お父さん、これはおかしいですよ。単純に、やっぱりこれは行政の最後が怠慢だというふうに私は思います。そういうことで、手続き論からしましてもですね、これは早急に解消されるべきだというふうに認識をいたしましたので、私はこの請願、賛成をしてみたいと思います。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○山口恵子委員 ただいま協立病院さんのほうから相談員の方とか、あとは小児科の先生の現場での患者さんの切実なる思い、本当にしっかり聞かせていただきました。本当にそれが現状かなというふうに思います。一刻も早く、安心して医療ができる国なり県なり塩尻市なり、そういった体制をね、一刻も早く整えていかなければいけないなということは痛切に感じております。それで、こちらに資料にいただいた新聞の中身を見ましても、国のほうで対象範囲をどうするのか、所得制限をどうするのか、見直しの時期をどうするのかというふうに、今、まさに国のほうで議論をしている。国庫負担の減額調整も含めて、どういう方法がいいのかっていうことを、国がこの検討について、今、最終段階に入っている状況かなというふうに思いますので、この制度をしっかりと確立するためには、まず国にしっかりと要望をしていくことが大事かなというふうに考えます。それで、県のほうの方針なんですけれど、県は国の見直し内容に合わせて市町村と窓口無料化を導入するか検討するっていうことでありますので、まず基本となる国の制度設計を一刻も早く整えてもらうことが必要かなというふうに思えますので、今回のこの請願に関しては、ちょっと対応が違うかなと思います。反対します。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして討論に入ります。それぞれ、ただいま反対意見も出ておりますので、本案に対する反対の方の発言から許します。

山口委員、もう1回言ってください、二度手間ですが。

○山口恵子委員 国へしっかり意見を、国の制度をしっかり確立してもらおうほうが先だということで、反対です。

○委員長 それでは、賛成の方の発言を求めます。

○丸山寿子委員 国の動向もあるにせよ、まずは足元からやはり生活者の声を届けていくという意味で、まずは県のほうに今回の請願、届けて順次伝えていくという意味で、私はいいと思いますので、今回のこの件に対する請願を採択して意見書を上げるということでもいいと思います。

○委員長 それでは、採択と不採択の二通りの意見出ておりますので、採択は挙手にて行います。なお、挙手しない委員においては不採択と見なします。採択に賛成の委員の挙手をお願いします。

では、挙手多数により、よって当委員会の審査結果は採択ということに決し、請願平成28年12月第2号子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める請願については、採択とすることに決しました。

この請願は、意見書の提出を求めるものでありますので、引き続き意見書の提出について審議します。意見書の案文が提出されていますので、事務局から配付をお願いします。

○議事調査係長 それでは、朗読させていただきます。子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書（案）。日ごろ、福祉の向上に御尽力いただき感謝申し上げます。現在、貧困層の拡大とともに、子供を抱える若い世帯、母子世帯、障がい者や、その家庭では大変な経済的困難を抱えながら生活しています。福祉医療費の無料化の対象は、各市町村によって異なりますが、長野県では、窓口で医療費を支払った後、二、三ヶ月後に1レセプト当たり500円の受益者負担金が差し引かれた額が、指定口座に振り込まれる自動給付方式になっています。経済的に困難を抱えた世帯が当面の医療費の心配をしながら受診を控えるケースもあり、疾病の早期発見、早期治療が遅れる事態も生じています。全国的には、2016年9月現在で、子供の医療費で39都府県、障がい者医療では29都道府県で窓口無料制度が実施され、医療費の心配なく受診できる制度が定着しています。以上のことから、長野県でも子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を実施するよう求めるものです。地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員より御質問、御意見ございますか。

それでは、委員会として意見書を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、意見書を提出したいと思います。字句、数字、その他の整理を要することについては、正副委員長に一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。それでは退出をお願いします。

〔「ありがとうございました」の声あり〕

○委員長 ちなみに、もしここで意見が出ればと思ひまして用意した資料がありまして、もし見たければ。いわゆる市役所の職員が、この連絡ね、入金になりましたよってという連絡する業務が何件やっているか調べさせてもらいました。この3カ月間、結構、6,518件。その郵送料で32万8,768円かかっているところで、その辺も業務削減できるかなと思います。ちょっと資料用意させてもらって。もしお入り用の方は、事務局にありま

すから。

〔「要ります」の声あり〕

○委員長 それでは、議案についての審査は以上でございます。閉会中の継続審査の申し出をお願いします。

閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中につきましても、福祉、教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項について、継続して審査くださいますようお願いいたします。

○委員長 ただいま、継続審査につきまして申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出いたします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果、報告書及び委員長報告及び意見書の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、最後に理事者側から御挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 慎重に御審議をいただき、提案をいたしました全ての案件に御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、12月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後1時52分 閉会

平成28年12月16日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 西條 富雄 印